

埼玉県水源地域保全条例の概要

1 目的

水源地域の保全に関して関係者の責務を明らかにし、水源地域内の土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、水の供給源としての水源地域の機能の維持に寄与する。

2 定義

水源地域 : 山間部の地域であって、水源の涵養の機能を有する森林の存するものとして知事が指定する地域
土地所有者等 : 水源地域内の土地であって規則で定めるものの所有権その他使用・収益権を有する者

3 関係者の責務

県 : 水源地域の保全に関する施策を推進するとともに、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策について助言等を行う。
県民 : 水源地域の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める。
土地所有者等 : 水源地域が水の供給源としての機能を有することを深く認識し、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める。

4 水源地域の指定

知事は、関係市町村の長からの意見聴取、公告・縦覧の手続き等を経て、告示により水源地域を指定する。

5 事前届出制度

- 土地所有者等は、土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、契約締結後の土地の利用目的等を知事に届け出る。
- 知事は、届出内容について当該土地が所在する市町村の長に通知する。

6 報告の徴収及び立入調査

知事は、届出をした土地所有者等に対し、報告を求めることができるとともに、職員に土地への立入調査・関係者への質問をさせることができる。

7 助言

- 知事は、届出をした土地所有者等に対し、土地の利用について必要な助言を行う。
- 届出をした土地所有者等は、新たな土地所有者等に助言の内容を伝達する。

8 勧告・公表

知事は、土地所有者等が届出をせず、又は虚偽の届出をしたときなどに、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
(勧告に従わない場合は、その旨公表することができる。)

9 市町村の条例等の関係

水源地域を有する市町村が制定した条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できる場合、この条例は適用しない。

10 附則（施行期日）

平成24年4月1日
(事前届出制に関する規定は平成24年10月1日)